ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一宮市下水道条例施行規程(昭和49年水道部管理規程第5号。以下「規程」という。)第3条の規定に基づき、ディスポーザ排水処理システムの取扱いについて必要な事項を定めることにより、ディスポーザ排水処理システムの適切な使用及び維持管理の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- **第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) ディスポーザ排水処理システム ディスポーザ部で粉砕した生ゴミを含む排水を、排水処理装置(排水処理部)で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体であって公益社団法人日本下水道協会の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(平成25年3月)」(以下「基準(案)」という。)に基づき同協会の製品認証を受けたものでなければならない。
 - (ア)機械処理タイプ ディスポーザ部からの排水を機械装置(排水処理部)によって固形物(以下「乾燥ゴミ等」という。)と液体とに分離し、液体のみを公共下水道へ排除し、 乾燥ゴミ等は別途廃棄する方式のシステムをいう。
 - (2) 申請者 ディスポーザ排水処理システムについて、一宮市下水道条例(昭和49年一宮市条例第48号。以下「条例」という。)第5条の確認を受けようとする者をいう。
 - (3) 使用者 ディスポーザ排水処理システムの使用及び維持管理を行う者をいう。
 - (4) メーカー ディスポーザ排水処理システムについて、基準(案)に適合する評価を受けた機器を製造する者をいう。
 - (5) 販売店 ディスポーザ排水処理システムを販売する者をいう。

(書類の添付)

第3条 申請者は、一宮市下水道条例施行規程(昭和49年水道部管理規程第5号)第4条第 1項に規定する申請書に別紙1に掲げる書類を添付しなければならない。

(申請者に対する指導)

- 第4条 一宮市水道事業等管理者(以下「管理者」という。)は、条例第5条の確認をする場合は申請者に対し、次の事項の遵守を求めるものとする。なお、申請者と使用者が異なる者の場合は「申請者」を「使用者」と読み替えるものとする。
 - (1) 別紙1 [Ⅲ] の維持管理計画に従い、ディスポーザ排水処理システムを適切に使用及び 維持管理すること。
 - (2) 別紙1 [Ⅲ] 1の維持管理体制に従い、ディスポーザ排水処理システムの維持管理について維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結し、その契約書の写しを管理者に提出すること。
 - (3) ディスポーザ排水処理システムの維持管理業務委託契約に基づき、維持管理業者が実施する点検に関する記録、その他維持管理に関する資料を3年間保存すること。
 - (4) ディスポーザ排水処理システムの使用及び維持管理に関して、管理者が行う指導に協力すること。

(5) 設置できる機種は、ディスポーザ排水処理システム機械処理タイプに限り、それ以外の 機種のディスポーザ等は設置してはならないこと。

(使用者に対する指導)

- **第5条** 管理者は、ディスポーザ排水処理システムの維持管理が適切に行われていることを確認するため必要があると認めるときは、使用者に対し維持管理に関する資料の提出を求め、又は立入検査を行うことができる。
- **2** 管理者は、特に必要があると認めるときは、使用者に対しディスポーザ排水処理システム の使用及び維持管理に関し、必要な指導を行うことができる。

(譲受人等に対する説明)

第6条 申請者又は使用者は、ディスポーザ排水処理システムを有する建築物の譲渡等があったときは、当該譲渡等を受けたものに対し第4条各号に掲げる事項を遵守する責務があることを説明し、必要書類を提出させること。

(メーカー及び販売店の責務)

第7条 メーカー及び販売店は、ディスポーザ排水処理システムを販売するときは、申請者又は使用者に対し、第4条各号に掲げる事項を遵守する責務があることを説明し、必要書類を提出させること。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第1号において、既に当該システムに係る計画の確認及び工事の検査を受け設置 したもの、並びに平成28年3月31日までに当該システムに係る計画の確認がなされ、 管理者が許可したものはこの限りでない。

付 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

ディスポーザ排水処理システム設置に関する提出書類

[I]一般事項に関する書類	
1	ディスポーザ排水処理システム設置計画確認申請書 ・・・ 様式第1
2	設置場所案内図(A4:1/2,500 及び 1/500)
3	ディスポーザ排水処理システム適合評価書(写)又は認定書(写)
4	排水設備計画確認申請書(写)
5	排水設備工事設計書 (写)
[Ⅲ]仕様書及び承認図	
1	ディスポーザ部
2	排水処理部
3	排水処理部の処理能力算定根拠
[m] 4	
LIII」新	性持管理に関する書類
1	維持管理計画書・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第2
「Ⅳ〕その他	
1	維持管理誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第3
2	維持管理業務委託契約確約書(省略可)・・・・・・・ 様式第4

3 維持管理業務委託契約書(写)

- (注) 1 「維持管理誓約書」とは、申請時に申請者または使用者にディスポーザ排水処理システムの適切な使用及び維持管理を誓約していただくものです。
 - 2 「維持管理業務委託契約確約書」とは、申請時に申請者又は使用者が「維持管理業務委託契約書(写)」を提出できない場合(未契約)に、後日提出することを確約していただくものです。